

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護保険主治医意見書に係る認定情報の医師への外部提供について
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第12条第2項第4号（外部提供）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	介護保険主治医意見書を記載した医師への情報提供				
<b>担当課</b>	介護保険課				
<b>目的</b>	医療と介護の連携を目的として、介護保険主治医意見書（以下「主治医意見書」という。）を記載した医師に、区が要介護・要支援認定者の情報を提供し、被保険者の介護サービス計画の作成及び適切な介護サービスの利用等に資する。				
<b>対象者</b>	要介護・要支援認定者				
<b>事業内容</b>	<p>介護保険制度においては、被保険者の心身の状況や生活の実態等を関係機関間で共有し、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るなど、医療と介護の連携を推進することが求められている。また、厚生省の通知（平成12年4月11日付け老振第24号・老健第93号「要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について」）において、主治医意見書を作成した医師が要介護（要支援）の認定結果を求めた場合には、区市町村が主治医に情報提供することが明記されている。</p> <p>これらの趣旨に基づき、新宿区においても、現行では、①介護保険制度に係る主治医意見書を記載した医師が当該被保険者の認定結果の提供を希望している場合で、かつ、②当該提供について本人同意（申請時の署名又は同意書への署名）がある場合に限り、当該医師に認定結果を提供しているが、今後は、本人同意の有無にかかわらず、当該主治医意見書を記載した医師が当該被保険者の認定結果の提供を希望していることをもって、当該医師に認定結果の情報提供を行うこととする。</p> <p>なお、現行の情報提供の手順及び実績は、下記のとおりである。</p> <p><b>【情報提供の手順】</b></p> <p>① 本人・家族等が、以下の内容等を記載した要介護認定・要支援認定申請書を区へ提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医の医療機関、名前等の情報</li> <li>・主治医への認定結果の情報提供への同意（署名）※本人・成年後見人等</li> </ul> <p>② 区が、主治医に対して主治医意見書の作成を依頼し、作成後、主治医が区へ送付する。主治医意見書には、認定結果の情報提供に係る希望についてのチェック欄があり、主治医が区に送付する約半数の主治医意見書には、情報提供を希望するとのチェックが入っている。</p> <p>③ 介護認定審査会の開催後、要介護認定・要支援認定申請書提出時の本人同意があれば、主治医あて認定結果（情報提供書）を送付しているが、本人同意がない場合は、情報提供していない。</p> <p><b>【主治医への認定結果送付件数の実績】（平成28年4月～7月）</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">主治医が認定結果の情報提供を希望した件数</td> <td style="text-align: right;">1, 695件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その内、本人同意に基づいて認定結果を送付した件数</td> <td style="text-align: right;">1, 376件</td> </tr> </table> <p><b>【主治医意見書とは】</b></p> <p>要介護認定・要支援認定の申請に際して、主治医が当該被保険者の疾病や心身の状態等について記載する書面で、介護認定審査会における基礎資料として用いられるものをいう。</p>	主治医が認定結果の情報提供を希望した件数	1, 695件	その内、本人同意に基づいて認定結果を送付した件数	1, 376件
主治医が認定結果の情報提供を希望した件数	1, 695件				
その内、本人同意に基づいて認定結果を送付した件数	1, 376件				

## 件名 介護保険主治医意見書に係る認定情報の医師への外部提供について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	主治医意見書の管理業務
登録業務の目的	要介護・要支援認定を行うため
外部提供の相手方	主治医意見書を記載した医師
外部提供を行う理由	<p>主治医意見書を記載した医師は、本人の身体状況を熟知しており、認定結果の情報提供は、本人の身体状況に関する情報を新たに提供するものではないが、区が当該被保険者の認定情報を提供することで、主治医は関係機関とともに医療と介護の連携による適切なケアを包括的かつ継続的に行うことが可能になる。</p> <p>一方、認知症や重度の疾病、障害等をもつ高齢者の中には、情報提供に係る本人同意ができない被保険者も少なからずおり、本人同意を前提とした情報提供の方法では、主治医へ情報共有が図れないケースが存在してしまう。また、地域の医師から本人にとって適切なケアを包括的かつ継続的に行うため、認定結果の情報を近隣区と同様、本人同意の有無にかかわらず提供するよう要望がある。</p> <p>それらの状況を踏まえ、区としては、本人にとって必要なケアや介護サービスの利用につなげるためにも、本人同意の有無にかかわらず、主治医への認定結果の情報提供を行うことが必要であるものと判断している。</p> <p>そのため、本人同意がない場合であっても、主治医意見書を記載した医師から認定結果の提供の求めがあったときは、区が当該情報を当該医師に提供し、情報共有を図る体制を構築する。</p>
外部提供を行う情報項目	<p>【要介護・要支援認定者に係る次に掲げる情報項目】</p> <p>被保険者番号、氏名、生年月日、住所、要介護状態区分、認定日、認定有効期間、介護認定審査会の意見</p>
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報の漏洩がないように施錠できるキャビネットに保管するなど、管理体制の徹底を、医師及び医療機関に要請する。</li> <li>2 個人情報の取扱いについて十分留意するよう文書で定期的に注意喚起する。</li> <li>3 郵送時のあて先の誤処理を防止するため、郵送処理前に「あて先」及び「郵送内容」の確認を複数人で行う。</li> </ol>
外部提供の相手方としての情報保護対策	医療機関が保有する診療情報と同様に、区からの情報提供についても、個人情報の漏洩がないよう施錠できるキャビネットに保管するなど管理体制を徹底させる。
外部提供の時期	本審議会承認の日から(以後継続)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****